

(2021年7月16日講演)

4. 「まき網漁業のIQ化に向けて」

日本水産株式会社 代表取締役 社長執行役員 浜田晋吾委員

当社は、まき網漁業におけるIQ化でいろいろ課題がないのかという質問を受けて、簡単にまとめてみた。当社は境港に共和水産という子会社があり、近海まき網を3カ統持っている。

資料P2、皆様よく知っていることなので簡単に説明するが、大中型まき網は大体15トン～770トンぐらいの大きさの船でやるのだが、近海まき網漁業では19トンという型の2艘まきから135トン、199トンまでの1艘まきで漁労している。1カ統という船団であるが、これは網船と運搬船と灯船と探索船で構成され、海区によって異なる運用がされる。また、この近海まき網漁業は今許可されているのが85船団である。これは大臣許可漁業になっている。8海域あり、許可延べ数は162というのが現状である。現在年間の漁獲量は、2017～2019年度の平均でいくと年間で71万6,000トン、1船団で平均8,400トンぐらいの規模となっている。

TACで定めている8魚種であるが、このTACの数量というのは今系統群ごとに、例えばマイワシならマイワシで日本海の系統群と太平洋の系統群ごとに日本全体でまず決定される。それが大臣許可漁業・知事許可漁業に分配された上で、漁業の種類、要するに漁法、例えばまき網等であるが、それごとに配分された上で、さらにその漁業者団体に配分され、そこから各船に配分されるという段階を踏んでいる。漁業者団体の中で各船に配分する場合のルールであるが、IQ化に向けては正直申し上げて明確なルールがまだ出来上がっていない状態ではない。基本的には過去の漁獲実績が参考にされるのだが、それ以外にも課題がいろいろあるということで今検討・協議をしているという状態である。

IQ化について、マサバ、ゴマサバは20年7月より、マイワシ、マアジについては21年からMSY管理で、太平洋のサバは21年より、釧路沖のマイワシについては22年より公的IQだと、日本海のクロマグロについてはすでに実質IQと言えるのだが22年から公的IQだと、ブリについては24年からMSY・TAC管理で、その後IQが導入される予定である。これらの魚種はまき網が構成比の約90%でほとんどを占めている状態である。

資料P3、今話したことを図で表してみると、左上はマイワシの場合の系統群である。対馬暖流の系統と太平洋の系統である。一旦ここで配分されたTACが、大臣管理漁業と知事管理漁業に分けられて、右に行ってもらおうとブルーで囲まれた大中型まき網漁業に行って、それがさらに今度団体に下りてくるので各船に配分されることになる。

資料P4はどちらかという漁労という視点から見たときのIQ化に向けた課題である。漁労という点から見ると、せっかく決めたTACに対して、これをきちんと漁業全体で取り

残しなく有効活用されるか、されない危険があるのではないかという課題がある。されない場合はどういう場合かという、そこにあるように前年実績等いろいろなルールで決める IQ 枠であるが、もともと少ない船が出てしまった場合、これはもう元から出漁しないことが当然考えられる。経済合理性がある。例えば海域での来遊状況は年により異なる。海域ごとになっているので、来年その海区に魚がきちんと来るとは限らないということである。そういう意味では実際の漁労と漁業の種類がマッチしない可能性。それから、複数の海区で TAC を持っている船の場合には、当然であるが獲れる海区に移動して獲るので、獲れない海区の場合にはそこでの TAC を取り残す可能性がある。それから、割当を超えないよう当然各船とも割当を残して終えることもある。これはそれほどないかと思うが、漁獲スキルと TAC の IQ 枠が mismatch を起こした場合にはあると。いずれにしても、漁労という面から見るときちっと IQ 化によって資源管理をしようと、プラスせつかく科学的な根拠に基づいて設定された TAC を最高に有効活用したいと考えた場合、各漁業団体に任せるのではなく、運用方法の明確化が必要だと考えている。

資料 P5、その他であるが、1 番の混獲というのは、これから TAC 魚種がどんどん増えていった場合、混獲制限の魚種が TAC という形あるいは IQ という形で管理される場合には、各団体・各船に少量ずつ配分されてそれが制約となり本来の対象魚が漁獲できなくなるとか、その辺のコントロールが難しくならないかということである。2 番は大きな課題であるが、EEZ の外あるいは EEZ の近辺で外国漁船がある意味自由に獲っているということがあるので、ここできちんと協調していかないと、日本単独で我々の EEZ 内の資源の管理ができるのかというのが、ずっと漁労をしている者たちが懸念しているところである。3 番目として、先ほどの池見委員の話ともかぶるが、まずきちんと科学的根拠に基づいて設定した TAC は当然 ABC 以下で設定されなければ意味がないということである。今までの実績を見ているとそうでないものも散見された当然であるが EEZ 近傍で漁獲している外国船も含めて、TAC に定められた魚が一体どのくらい捕獲されているのか、漁労されているのかという正確な数字が把握できていないと、なかなか科学的根拠に基づく TAC が決められないだろうと思う。この辺のルール決めが、あるいは考え方の整理がどうか。そのためにも国民あるいは国の財産だということを明確にしないと、これができないのではないかという気が非常にする。私からは以上である。